

帯広市条件付一般競争入札実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 事後審査型一般競争入札（第4条－第11条）
- 第3章 事前審査型一般競争入札（第12条－第18条）
- 第4章 補則（第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、帯広市が発注する建設工事等の請負契約を、他に定めのあるものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要綱において「事後審査型」とは、入札後において予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示した入札者について入札参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する入札方法をいう。

3 この要綱において「事前審査型」とは、入札前に入札参加資格審査を行い、資格審査通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

（対象建設工事等）

第3条 市長は、帯広市工事執行規則（昭和52年規則第28号）第2条第1項に基づく工事並びに設計及び測量業務（以下「建設工事等」という。）の発注に当たり、設計金額が130万円を超える工事並びに50万円を超える設計及び測量業務については、条件付一般競争入札を行うものとする。ただし、条件付一般競争入札により難しいと市長が認めたときは、対象建設工事等としないことができるものとする。

2 前項の条件付一般競争入札は、原則として事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）で行うものとする。

3 特殊な実績を要件とするものなど、事後審査型入札により難しいときは、事前審査型一般競争入札（以下「事前審査型入札」という。）で行うものとする。

第2章 事後審査型一般競争入札

（入札の公告）

第4条 市長は、事後審査型入札の公告に当たっては、次に掲げる事項のほか必要な事項を掲示するものとする。

- (1) 入札に付す事項（工事又は委託業務名、工事又は履行場所、工期又は委託期間、工事又は委託業務の概要等）
- (2) 入札参加資格者の要件

- (3) 申請書等の提出方法
- (4) 設計図書の閲覧方法
- (5) 入札保証金の有無
(入札参加資格及び決定)

第5条 事後審査型入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第6条第4項の規定に基づく資格を有する者として名簿に登録され、かつ、工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - (2) 帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、開始手続の決定後、市長が別に定める手続に基づき該当工種等の再認定を受けていること。
 - (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - (5) 過去15年間に、発注建設工事等と同種又は類似の建設工事等について、施工等実績があること。
 - (6) 工事にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項
 - ア 発注工事に対応する建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること。
 - イ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - ウ 発注工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
 - (7) 委託業務にあつては、第1号から第5号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。
 - イ 成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者が必要な場合にあつては、当該照査技術者をアの管理技術者とは別に配置できること。
 - (8) 共同企業体の場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 工事については第1号から第6号まで、委託業務については第1号から第5号まで及び前号に掲げるもののほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。
 - イ 構成員は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - (9) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- 2 市長は、発注する建設工事等の内容に応じ、前項各号に規定する入札参加資格により難い事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合の変更は、当該建設工事等の履行上必要な限度のものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき対象建設工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ帯広市建設工事等入札参加資格審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱（昭和55年4月1日制定）第2条の規定による帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査を経なければならない。
(入札参加意思の確認)

第6条 事後審査型入札に参加しようとする者は、次条に規定する入札の参加申請に先立って入札の公告の日から入札日の8日前（8日前が土曜日、日曜日又は休日の場合は、前開庁日）までに、入札参加意思表明書（様式1）を持参、郵送又はファクシミリにより提出しなければならない。

2 前項による提出を受けた場合、市長は、申請者に対して入札日の7日前（7日前が土曜日、日曜日又は休日の場合は、前開庁日）までに、提出を受けた様式1に受領印を押印し、通知するものとする。

（入札の参加申請）

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げるものは、必要があると認める場合において提出するものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書（様式2又は様式3）
- (2) 特定建設工事（委託業務）共同企業体協定書（様式5）

2 入札後、最低価格入札者（最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げるものは、必要があると認める場合において提出するものとする。

- (1) 配置予定技術者経歴書（様式6）
- (2) 同種又は類似工事施工（委託業務履行）実績書（様式7）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請書等の提出方法は、公告で定めるものとする。

（設計図書の閲覧及び現場説明）

第8条 発注する建設工事等に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日までの間、ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合において、質疑書（様式8）により持参、郵送又はファクシミリのいずれかにより提出しなければならない。

3 前項により質問があった場合、市長は、質問者に対して質疑事項回答書（様式9）により回答するとともに、入札日の前日まで市長が指定する場所及びホームページにおいて閲覧に供するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、現場説明を行うものとする。

（入札参加資格の審査及び取消し）

第9条 市長は、最低価格入札者に対して、資格審査委員会において入札参加資格の有無を審査させ、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とし、速やかに当該落札者に事後審査型一般競争入札落札決定通知書（様式10）により結果を通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を審査した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の審査を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格が有る場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 市長は、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、事後審査型一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式11）にその理由を付して通知するとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して3日（帯広市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）に規定する休日を含まない。）以内に、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

4 非資格者が前項の説明を求める場合は、市長に対し書面によりこれを行わなければならない。この場合において、ファクシミリによるものは受け付けないものとする。

5 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日

から起算して3日以内に、非資格者に対し競争入札参加資格がないと認めた理由の説明について（様式12）により回答するものとする。

6 市長は、非資格者に入札参加資格があると認めたときは、前項の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

7 市長は、前項の通知を行うに当たっては、資格審査委員会の審査を経てこれを行うものとする。

8 市長は、第1項の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が第5条第1項各号に掲げる要件に該当しないと認めたとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

（入札結果の公表）

第10条 事後審査型入札の結果については、入札参加資格の審査後に公表するものとする。

（入札の延期、中止、取消し）

第11条 市長は、事後審査型入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めたときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

2 市長は、入札参加者がいないとき、又は第9条第2項に規定する入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該入札を中止又は取消しをする。

第3章 事前審査型一般競争入札

（入札の公告）

第12条 事前審査型入札の公告は、第4条の規定を準用する。

（入札参加資格及び決定）

第13条 事前審査型入札の入札参加資格及び決定は、第5条の規定を準用する。

（入札の参加申請）

第14条 事前審査型入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、第2号、第3号及び第5号に掲げるものは、提出する必要があると認める場合において提出するものとする。

(1) 事前審査型一般競争入札参加資格審査申請書（様式13又は様式14）

(2) 特定建設工事（委託業務）共同企業体協定書（様式5）

(3) 配置予定技術者経歴書（様式6）

(4) 同種又は類似工事施工（委託業務履行）実績書（様式7）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

（設計図書の閲覧及び現場説明）

第15条 設計図書の閲覧及び現場説明は、第8条の規定を準用する。

（入札参加資格の審査及び取消し）

第16条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して7日以内に、資格審査委員会において入札参加資格の有無を審査させ、その結果を事前審査型一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式15）により申請者に通知するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、入札参加資格の審査及び取消しについては、第9条第3項から第8項までの規定を準用する。

（入札結果の公表）

第17条 事前審査型入札の結果公表は、入札後に公表するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第18条 事前審査型入札の延期、中止、取消しは、第11条の規定を準用する。ただし、第11条第2項の規定中「第9条第2項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項及び第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う契約について適用し、施行日前に告示を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事後審査型一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示を行った入札については、なお従前の例による。

3 平成28年度に告示を行った入札に限り、事後審査型入札に参加しようとする者が、改正後の第6条の規定による入札参加意思の確認を行わずに入札書を提出した場合であっても、当該入札書を受け付けるものとする。この場合において、当該入札書を提出した者に対して、入札参加意思表明書の提出を指導し、受け付けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式1 (第6条関係)

入札参加意思表明書

年 月 日

帯広市長 様

下記の案件に係る入札について参加意思表明書を提出します。

記

1. 入札日
2. 工事(委託業務)番号
3. 工事(委託業務)名

申請者

※単体の場合

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(連絡(送付)先	担当者名)
		F A X 番号	-	-	
		T E L 番号	-	-	

※共同企業体の場合

建設工事(委託業務)共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(連絡(送付)先	担当者名)
		F A X 番号	-	-	
		T E L 番号	-	-	

注 告示で定める期間までに通知がなかった場合には、
お手数ですが契約担当までご連絡願います。

受付印(帯広市使用欄)

--

様式2（単体用、第7条関係）

事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付で入札公告のありました次の工事（委託業務）に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること、及び本申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事名（委託業務名）

注)入札後に最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く)のみ、これ以外に提出していただく書類があります。告示で確認をしてください。

様式3（共同企業体用、第7条関係）

事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長 様

申 請 者（共同企業体名）
特定建設工事（委託業務）共同企業体

代表者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

年 月 日付で入札公告のありました次の工事（委託業務）に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事名（委託業務名）

2. 添付書類

特定建設工事（委託業務）共同企業体協定書（甲）〔様式5〕

注)入札後に最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く)のみ、これ以外に提出していただく書類があります。告示で確認をしてください。

様式5（第7条関係）

特定建設工事（委託業務）共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）帯広市発注に係る 工事（委託業務）（当該工事（委託業務）内容の変更に伴う
工事（委託業務）を含む。以下、「工事（委託業務）」という。）の請負

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事（委託業務）共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事（委託業務）の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 工事（委託業務）を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事（委託業務）に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事（委託業務）の施工（履行）に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事（委託業務）の請負代金の変更があつても、この比率は変えないものとする。

（構成員名） %

（構成員名） %

（構成員名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事（委託業務）の施工（履行）の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事（委託業務）の完成（完了）に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事（委託業務）の請負契約の履行及び下請契約その他の工事（委託業務）の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成（委託業務完了）のとき、当該工事（委託業務）について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該工事（委託業務）を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事（委託業務）の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事（委託業務）途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事（委託業務）を完成（完了）する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して工事（委託業務）を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事（委託業務）途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事（委託業務）途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事（委託業務）途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該工事（委託業務）につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事（委託業務）共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため帯広市長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事（委託業務）共同企業体

代表者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印

委任状

帯広市長

様

私は、
注される「

を代理人と定め帯広市から発
」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積に関する事項

年 月 日

特定建設工事（委託業務）共同企業体

代表者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

様式6（第7条関係）

配置予定技術者経歴書

申請者

商号又は名称

（共同企業体の場合は企業体名を冠すること）

区分	監理・主任技術者	氏名	経験年数	年
最終学歴	卒業年月	学 校 名	専攻学科	
	年 月			
法令による免許等	取得年月	免許等の名称	登録番号等	
	年 月			
	年 月			
	年 月			
主要工事 （委託業務）経歴	工 事 名 （委託業務名）			
	発 注 機 関 名			
	請 負 金 額			
	施 工（履行）場所			
	工 期 （履行期間）	年 月 ～ 年 月		
	従 事 役 職			

注1 法令による免許の場合は、写しを添付してください。

2 従事役職には、工事にあつては主任技術者、監理技術者等と記載してください。また、委託業務にあつては管理技術者等と記載してください。

3 申請者が共同企業体の場合は、申請者に共同企業体名を冠した上、構成員ごとに作成してください。

様式7（第7条関係）

同種又は類似工事施工（委託業務履行）実績書

申請者

商号又は名称

（共同企業体の場合は企業体名を冠すること）

No.	1	2
工事名 （委託業務名）		
発注機関名		
施工（履行）場所		
請負金額		
工期 （履行期間）	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで
施工形態 （受託形態）	単体・共同企業体（出資比率 %） *共同企業体で施工（履行）した場合 （代表者・それ以外）	単体・共同企業体（出資比率 %） *共同企業体で施工（履行）した場合 （代表者・それ以外）
工事の概要 （委託業務の概要）		

注1 告示で示した工事施工（委託業務履行）実績例に基づき、過去15年間に施工（履行）した代表的なものを2つ以内で記載してください。

2 施工（履行）場所は、市町村名で記載してください。

3 施工形態（受託形態）は単体又は共同企業体別に記載してください。

なお、帯広市が発注した工事（委託業務）があれば、優先して記載してください。

4 帯広市の発注した工事（委託業務）以外を実績とした場合は、契約書写しなどで施工（履行）したことを証明する書類及び施工（履行）内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）を添付してください。

5 申請者が共同企業体の場合は、申請者に企業体名を冠した上、構成員ごとに作成してください。

様式 8 (第 8 条関係)

質 疑 書

年 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

工事 (委託業務) 名 : _____

質疑事項

様式9（第8条関係）

質疑事項回答書

年 月 日

工事（委託業務）名： _____

質疑事項
回 答

様式10（第9条関係）

事後審査型一般競争入札落札決定通知書

（記号）第 号
年 月 日

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
（共同企業体の場合は共同企業体名を冠する）

帯広市長 印

次の工事（委託業務）の入札において、あなたを落札者として決定したので通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 番 号 （委託業務番号）	
工 事 名 （委託業務名）	
備 考	

注）落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

様式 1 1 (第 9 条関係)

事後審査型一般競争入札参加資格審査結果通知書

(記号) 第 号
年 月 日

申 請 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は共同企業体名を冠する)

帯広市長 印

あなたから申請のあった工事(委託業務)に係る入札参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 番 号 (委託業務番号)	
工 事 名 (委託業務名)	
競 争 入 札 参 加 資 格 の 有 無	有 ・ 無
競争入札参加資格がないと認めた理由	
備 考	

注) 資格がないと通知された方は、当市に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに帯広市総務部総務室契約管財課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式12（第9条関係）

（記号）第 号
年 月 日

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
（共同企業体の場合は共同企業体名を冠する）

帯広市長

印

競争入札参加資格がないと認めた理由の説明について（回答）

年 月 日付で申立てのありました帯広市が公告した工事（委託業務）に係る条件付一般競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明は、次のとおりです。

記

工 事 名 （委託業務名）	
競争入札参加資格がないと認めた理由の説明	

事前審査型一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付で入札公告のありました次の工事（委託業務）に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事名（委託業務名）

2. 添付書類

添付の有無	添付書類の名称
	配置予定技術者経歴書〔様式 6〕
	同種又は類似工事施工（委託業務履行）実績書〔様式 7〕
	その他書類

注) 添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。

なお、添付が必要な書類は、告示で確認をしてください。

様式 1 4 (共同企業体用、第 14 条関係)

事前審査型一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長 様

申 請 者 (共同企業体名)
特定建設工事 (委託業務) 共同企業体

代表者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

年 月 日付で入札公告のありました次の工事 (委託業務) に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事名 (委託業務名)

2. 添付書類

添付の有無	添付書類の名称
	配置予定技術者経歴書 [様式 6]
	同種又は類似工事施工 (委託業務履行) 実績書 [様式 7]
	特定建設工事 (委託業務) 共同企業体協定書 (甲) [様式 5]
	その他書類

注) 添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。

なお、添付が必要な書類は、告示で確認をしてください。

様式15（第16条関係）

事前審査型一般競争入札参加資格審査結果通知書

（記号）第 号
年 月 日

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
（共同企業体の場合は共同企業体名を冠する）

帯広市長 印

年 月 日付で申請のありました工事（委託業務）に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入札公告日	年 月 日
工事番号 （委託業務番号）	
工事名 （委託業務名）	
競争入札参加資格の有無	有 ・ 無
競争入札参加資格がないと認めた理由	
備考	

注）資格がないと通知された方は、当市に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに帯広市総務部総務室契約管財課へ、その旨を記載した書面を提出してください。